

平成 28 年 6 月 8 日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前 10 時 0 分 開議)

(出席議員 16 名)

1 番	中 谷 松 助
2 番	福 田 晃 悦
3 番	稲 岡 健太郎
4 番	南 正 紀
5 番	寺 井 強
6 番	堂 下 健 一
7 番	南 政 夫
8 番	下 池 外巳造
9 番	須 磨 隆 正
10 番	越 後 敏 明
11 番	田 中 正 文
12 番	富 澤 軒 康
13 番	櫻 井 俊 一
14 番	林 一 夫
15 番	戸 坂 忠寸計
16 番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	関 田 勝 行
企画財政課長	増 田 廣 樹
税 務 課 長	岡 部 亮
住 民 課 長	寺 澤 俊 彦

健康福祉課長	川 畑 智
環境安全課長	荒 川 仁
商工観光課長兼情報推進課長	浜 村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長	細 川 一元
富来病院事務長	高 野 正
会計管理者(会計課長)	山 口 勝 好
学校教育課長	山 本 政 人
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	竹 内 伸 二
議会事務局参事	村 井 直
議会事務局主幹	宮 川 信 顕

(議事日程)

日 程 第 1 町長提出 報告第7号ないし第19号、議案第49号ないし第51号及び第55号ないし第57号並びに町政一般(質疑、質問)

日 程 第 2 町長提出 報告第7号ないし第19号、議案第49号ないし第51号及び第55号ないし第57号並びに請願第4号及び第5号(委員会付託)

---

( 開 議 )

**越後敏明議長** ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 町長提出 報告第7号ないし第19号、議案第49号ないし第51号及び第55号ないし第57号並びに町政一般(質疑、質問)

**越後敏明議長** 日程に入り、町長から提出のありました、報告第7号ないし第19号、議案第49号ないし第51号及び第55号ないし第57号に対する質疑並びに町政一

般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第 56 条第 1 項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第 9 条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁も含め概ね 30 分以内とします。

それでは、発言を許します。

2 番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい、議長。

おはようございます。2 番 福田晃悦です。まずは小泉町長、町政のご復帰、心よりお喜び申し上げます。お体をご自愛くださり、今後とも町政の舵取り役として活躍いただきますようご期待申し上げます。それでは、私からの質問に入らせていただきます。よろしく願いいたします。

最初の質問です。志賀原子力発電所の破砕帯評価についてであります。

これが刑事事件の捜査なら冤罪発生の図式であると言えるのではないかと。志賀原子力発電所の敷地内破砕帯を調べている原子力規制委員会の専門家調査団による評価書案の取りまとめ方について、このように表現した新聞記事があります。本年 3 月 3 日に開かれた調査団の評価会合で、同原子力発電所 1 号機の原子炉建屋の下を通る S-1 破砕帯について、活断層と解釈するのが合理的との判断が下されました。

原子力発電所の新規制基準は、活断層の上に重要施設を建設することを認めていないので、この評価は 1 号機への死刑求刑にも相当するほど重いものであります。問題は、この結論の是非もさることながら、そこに至るまでの調査のやり方です。有識者団は、この議論に 2 年もの月日を費やし、事業者に様々な調査・検証を要求したにも関わらず、最終的にその評価書の最も重要なデータとされた資料は、1 号機建設前である約 30 年前のスケッチでありました。つまり、その過程で北陸電力が実施した大規模な地質調査や、そこから得られた新知見などは、議論の場で等閑視され続けた感が非常に強いと言わざるを得ません。

それだけではありません。他の専門家からの意見を求めた昨年秋のピア・レビューでは、調査団の見解への疑問も提示されていたにも関わらず、その後の議論では、ほとんど反映されることなく終結しました。破砕帯の活動性の有無やその規模、年代などについて異なる見解がある場合は、先入観を排して多角的に検

討するのが自然科学の本道であります。志賀原子力発電所を担当した調査団の対応には、そうした姿勢がやはり乏しいと感じます。本報告書は、今後、重要な知見の一つとして参考にするとしてされておりますが、事業者の調査結果を踏まえていない限られた情報からの評価は、知見として取り扱うに問題があると考えます。

一方、外部の専門家の間には、これらの破碎帯は活断層でないとする北陸電力の主張を、科学的データに基づく妥当な見解と明言する声があるのも事実です。白か黒かの議論の場は、今後、規制委員会によって行われる安全審査に移る見通しですが、見込みと面目へのこだわりは科学の最大の敵であります。今後の適合性審査は、宿題とされた追加調査も踏まえて、規制委員会は北陸電力と十分な議論を行いながら科学的・総合的な審査を進め、よりゼロベースな観点からも判断すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

次の質問です。業務継続計画、BCPの策定についてです。

巨大地震などを想定した業務継続計画を策定していない自治体が、全国の63.5パーセントに上ることが消防庁の調査で明らかになりました。東日本大震災から間もなく5年経過し、本年4月には熊本地震も発生しました。

BCPとは、災害時に優先すべき業務や業務を継続するための手段などを定めた計画で、迅速な救助活動や復旧を進めるには不可欠とされており、熊本地震から、また注目が高まっております。従来地域防災計画では、自治体庁舎や職員の被災を前提としておりませんが、東日本大震災や熊本地震クラスの大災害では庁舎や職員が被災したため、災害対策や必要な業務の機能が失われてしまいました。災害のときの行政機能の維持や初動体制の確立は急務であります。

ただ、策定には優先業務の絞り込みなど、庁内の調整に時間がかかるため、作業人員やノウハウの不足もあり、広がりを見せていないのが実態であります。内閣府は、昨年5月、市町村の負担を減らすために簡略化した策定の手引を作成しました。都道府県を通じて全国の市町村に通知しているとのこと。要点として、1、首長不在時の職務代行順位と職員の参集体制、2、本庁舎被災に備えた代替庁舎のリスト、3、非常用発電機や燃料、水、食料の確保などを挙げており、いずれも住民生活の安全・安心を保つための根幹といえます。

県の計画では、震度6強の大規模地震が発生したと想定し、被災から3日目までには3割、7日目までには1割の職員が参集困難となる予想をしております。

また、県は今年2月に、市町の担当者向けの説明会を開くなど、有事に備えた態勢づくりを呼びかけております。石川県では、19市町のうち、本年5月1日付け時点で、策定は、金沢、小松、野々市の3市にとどまり、全国の策定率36.5パーセントを大きく下回る15.7パーセントの策定率であります。未策定の自治体でも、必要性は十分に認識しているとの回答もありますが、時期は見通せていないとのことであります。

しかし、災害はいつ起こるか分かりません。非常時のリスク軽減にBCPは欠かせないものであり、本町においても策定は急務と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

最後の質問です。志賀版DMOについてです。

先般、志賀町が実施する志賀版DMO法人の設立に向けた計画策定事業業務委託をプロポーザル方式により公募されました。観光庁のホームページに記載されているDMOの定義は、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人とされております。少々長い説明ですが。

DMOが必ず実施する基礎的な役割・機能、つまり、観光地域マーケティング・マネジメントとしては、1、DMOを中心として観光地域づくりを行うことについて多様な関係者との合意形成、2、各種データの継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立、3、関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーションが挙げられます。

また、地域の官民の関係者との効果的な役割分担をした上で、例えば、着地型旅行商品の造成・販売やランドオペレーター業務の実施など地域の事情に応じて、DMOが観光地域づくりの一主体として個別事業を実施することも考えられると明記されています。

すなわち、DMOでは、観光地域づくりへの地域合意形成と組織が一体化されることになるとは思われますが、現在取り組んでいる志賀町の魅力創生委員会・志賀町観光協会の里浜事業との取り組みや、3年前からエネルギー庁事業で取り組

んでいる地域のじまんづくりプロジェクトでの西能登おもてなし井を主として、志賀町のPRを首都圏等に展開している事業を取りまとめていくことも選択肢の一つです。

また、最近発行されたフリーペーパー、ワンサウザンドファインダーは、町内外に里浜時計を志賀町のブランドイメージとして定着させ、交流人口拡大を目指す志賀版DMOの観光地域づくりに重要な位置づけになると思われます。本事業について、交流人口拡大に向けて、総花的な観光施策にならないように、志賀町は、目指すべき方向性や獲得していく顧客層をしっかりと絞り込んだうえで、多様な観光資源を磨き上げることが必要と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。以上で、私の質問を終了いたします。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

福田議員のご質問にお答えをいたします。まず、志賀原子力発電所敷地内の破砕帯評価についてであります。

敷地内破砕帯の評価に関しては、去る4月27日に開催された原子力規制委員会において、評価書が報告、受理されました。評価書では、S-1シームの一部について、断層活動により変位したと解釈するのが合理的と判断するとされ、S-2、S-6シームについては、活動した可能性があるとされたものの、今回の評価書は、既存のスケッチ等、限られた資料やデータ等に基づく評価であり、限界があるとして、さらなる正確、確実な審査を行うため、追加資料・データ等の提出を北陸電力に求めております。

今朝の新聞報道にもありましたように、10日に審査も再開され、新規制基準への適合性審査において、これらの追加データ等も含め、幅広い見地から改めて科学的根拠に基づいた厳格な審査が行われ、総合的に判断がなされるものと思っております。町としては、引き続きその動向を注視してまいります。北陸電力には、評価書で示された今後の課題に対し、適切に対応するように求めるとともに、国に対しては、事業者とも十分な議論を行い、導き出した結果については、住民の理解と納得が得られるよう、しっかりと説明責任を果たすことを要請していきたいと考えております。

次に、業務継続計画の策定についてであります。

業務継続計画は、災害時に行政自らも被災し、人、モノ、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画であります。熊本地震では、罹災証明書の発行の遅れや防災拠点となる庁舎が破損した自治体もあることから、改めて業務継続計画の重要性が認識されております。

本町では、現在、策定作業を進めており、計画で必要とされる6要素、町長不在時の代行順位、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理について検討を行っており、来年3月までに策定をする予定としております。

続いて、志賀版DMOについてであります。

DMOには、人づくりと稼ぐ力が欠かせません。設立と運営に必要な人材とは、組織を運営し、経営責任を担うトップ人材、経営戦略を立て、効果的に事業を執行する専門人材、個々の事業を確実に実施するスタッフ人材が必要と言われております。DMOに必要となる人材を育成するためには、最低でも数年単位の時間軸が必要と言われており、観光に携わる方だけでなく様々な方々を巻き込み、セミナーやワークショップ演習などを組み合わせて、実践から学び、地元のコーディネーターを育成する必要があります。

本町では、国の地方創生加速化交付金事業として、地域資源を活かした交流人口拡大推進事業が採択され、同事業の受託候補者選定委員会を設置し、6月2日に、志賀版DMOの設立に向けた基本計画策定業務の公募型プロポーザルを実施して、受託事業者を決定したところであります。

志賀版DMOの設立に向けては、今までの視点に立ったものではなく、地域の人が自ら考え、地域への愛着心を持って取り組んでいくことが必要であります。住民自らが旅行商品や体験プログラム、特産品の販売などを考え、様々な事業を運営し、場合によっては、一般住民・学生など、多様な方が関わりながら稼ぐ力をつける必要があると考えております。

本年度においては、外部人材の活用や業務をコーディネートする役割を受託事業者が行い、人づくりのための人材育成研修、稼ぐ力のあり方などを検証しながら、今後のDMO法人設立のための基本計画の策定を行い、本町ならではの観光

施策を模索していきたいと考えております。以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**越後敏明議長** 3番 南正紀君。

**南正紀議員** はい、議長。

おはようございます。4番 南正紀です。まずは、小泉町長のご退院と公務への復帰、心からお喜びを申し上げます。現在、体調は万全であるとともに、これまでの不摂生を大いに反省しているとのことですが、くれぐれも体調にはご留意され、町民の皆様の求める理想のまちづくりにご尽力いただきますよう、お願いを申し上げます。それでは、通告に従い質問させていただきます。

最初に機能別消防団、消防団員の導入についてお聞きいたします。

立て続けに起こる大地震、台風、豪雨による水害や土砂災害、火山活動の恐怖など、災害列島日本での生活は、自然災害との戦いであります。石川県は、比較的自然災害が少ないと考えられているようですが、果たしてそのように安心してよいのでしょうか。

東日本大震災での津波の高さは、想像をはるかに超えるものでした。熊本地震も、九州中部は、地震に少ない地域であると認識されており、地震保険の保険料が安く設定されている地域でした。にもかかわらず、今回の大地震が発生いたしました。自然災害は人間の考えで計ることはできず、また、いつ何処で起こるかなど予測もつきません。その発生を防ぐことのできない自然災害については、事後の活動が極めて重要になることは言うまでもありません。

そこで大いに活躍するのが消防団です。あらゆる災害の場面で活動する消防団員を、報道等で心強く感じる人も多いでしょう。現在の消防吏員が全国で約16万人であるのに対し、消防団員数は約86万人と圧倒的に多く、非常勤であるとはいえ、その存在なくして日本の安全、安心はあり得ません。自分たちの地域は自分たちで守るという気概を持ち、ボランティア精神で成り立つ消防団員は、有事となればまさに命がけです。東日本大震災で命を落とした団員は250人を超えますが、水門閉鎖の作業中や避難誘導中に命を落とした団員も少なくありません。このような消防団員の活動こそが地域防災の要です。

しかしながら、自営業や商工業、農林業の多かった消防団の構成比も、現在は約7割がサラリーマンで構成され、緊急出動ができにくい環境となってきました。

加えて、昭和期には全国で100万人を超えていた団員数も年々減り続けています。全体や男性団員が減少を続ける中、女性団員は、年間1,000人程度増加しており、人口減少社会における団員数確保の現状が、昨今の人口動態や職業構成の変化を反映しております。学生団員の増加もその表れでしょう。

全国的に団員の確保が困難となってきた中で注目すべきが機能別消防団、消防団員です。古くは、地域防災の主たる役割を担ってきた消防団も、再編、縮小を余儀なくされるケースが増えつつあります。そこで総務省消防庁が2005年1月に、消防団員の活動環境の整備についての通知を発し、消防団員数を100万人規模に回復させるとともに、消防団活動に参加しにくい住民層にも個々の事情に対し、より配慮した参加の機会を広げるため、特定の活動のみに参加することとされる機能別消防団員制度を新たな施策として打ち出しました。

機能別消防団員制度は、団員確保はもとより、サラリーマン団員の加入により様々な職業上の技術をもって、より臨機応変な対応力を得ることもできます。また、特定の活動に特化したグループをつくることで、専門的な集団を形成したり、災害時のみ限定的に参加する団員を確保する等、より住民参加型の防災体制が構築できます。

導入事例として有名な自治体が、愛媛県松山市です。郵政消防団員は、日頃の郵便集配業務を通じ、地域の災害時要援護者や災害危険区域など地域の実情に精通しており、情報提供者としての即戦力が期待され結成されました。その役割としては、大規模地震や風水害発生時、災害情報、被災情報、住民情報などを災害対策本部等に情報提供することや、住民の生命、身体に切迫した危険が及ぶものに対しては、避難情報の提供、避難誘導の支援、負傷者の救出及び応急救護などとされています。郵便局の職務の特徴を有効活用することにより、きめ細かな情報提供ネットワークが構築され、災害対応能力の向上が図られています。

また、大規模災害時に不可欠な避難所を、初期の段階からスムーズかつ機能的に運営するための大学生消防団員や、サラリーマンが多く日中に消防団員が不在であり、消防団活動に空洞化が生じている地区での対策として、事業所に協力を求め、就業時間に活動を特定し、事業所消防団員として災害現場に駆け付ける体制を整えています。

これら以外にも、予防団員として、住宅防火訪問、高齢者訪問を実施したり、

各種イベントで消防団をPRするなどの火災予防、広報団員や、消防団を引退した方が豊富な経験を活かし、体力や仕事の都合に支障をきたさない範囲で活動できるOB団員、特殊な活動に特化したバイク隊、女性ならではのきめ細かな活動を期待できる女性消防分団など、機能別消防分団を設置する自治体が増えています。

県内においても、七尾市第2消防団の約40人ほか、4つの市町の消防団で、機能別消防団員が登録されているようです。当町は、これまでも防災士の資格取得助成制度導入や、県内でいち早く津波避難ビルを設定する等、防災には力を注いできましたが、原子力発電所を有し、特殊な災害も想定される当町においては、他に抜きんてた防災、減災体制が求められます。団員の確保が困難になりつつあり、分団の再編も視野に入る現在、当町においても、機能別消防団、消防団員の導入を検討すべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

続いて、志賀小学校についてお聞きいたします。

数年来、志賀町において最も大きな話題の一つが、志賀地区の小学校統合でありました。多くの町民の不安や不満をひとつずつ解消し、統合計画は進みました。しかしながら、次々と新たな不安が発生し、現在もすべてがクリアされたとは言えないでしょう。

ある研究によると、統廃合のあった小学校の児童の学力は、他の学校に比べ平均的に低いこと、また、家庭での学習時間が平均的に短いというデータが得られ、その原因が統合による通学時間の増加や、友人関係の変化にあると分析しています。公的機関の発表ではなく個人での研究レベルであるとはいえ、気になる内容です。開校間もないこともありデータは取れていない段階ですが、先の学力テスト等での結果はどのように分析されているのでしょうか。

先日、小学校での授業参観をさせていただいた折の印象として、児童は生き生きと学校生活を送っていると感じました。どのクラスも熱心な教員の指導のもと、真剣なまなざしで授業を受けていました。しかし、児童同士の人間関係については、どのように受け止められているのでしょうか。個々の児童の交友関係は、統合前と少なからず変化しているはずですが、成長期の児童にとってその変化の与える影響は、人間形成において非常に大きなものであり、大いに注視すべき点です。些細な関係の悪化が、やがていじめへと発展するケースもあり、統合の成果を大

きく左右するものであると認識して対処していただきたくお願いをいたします。

また、その訪問の折に、スクールバスの運用の現場も拝見いたしました。運転手の行動は、安全に対する配慮が十分に感じられるとともに、児童に対する態度もにこやかで丁寧でした。各事業所での教育が十分になされていることが分かり安心して運用を任せられることができると実感しました。

加えて、子供たちの行動もしっかり管理されており、町側の事前準備が功を奏すとともに、運用開始後の改善も成果を上げているのでしょうか。若干の不満の声を聞かないではありませんが、概ね順調のようです。現時点での評価はどのようなもののでしょうか。開校以来2か月が経過した現在の所感と新たに感じられる問題点、対策等を教育長にお聞きいたします。

また、同じ志賀町にありながら、志賀小と富来小の環境の差の大きさが気になります。もちろん、学校の教育環境は、建物、設備のみで決まるものではありませんが、それらはもちろん良いに越したことはありません。富来地区の今後の児童数の推移を踏まえ、今後、富来地区の学校設備を改善していくかも併せてお聞きします。

最後に、富来病院についてお聞きいたします。

現在、多くの公立病院が抱えている最大の問題は、経営の悪化と医師不足による医療技術の低下に直面し、地域に提供する医療に支障が生じ始めていることです。その背景には、医師の過重業務、経営感覚の欠如、高コスト体質等の問題もあるとされており、これらを解消し公立病院を立て直し、地域医療の中で適切な役割を果たしていくことが喫緊の課題です。

公立病院の果たすべき役割は、それぞれの病院の立地条件等によっても異なりますが、地域において必要な医療は、民間、公立の適切な役割分担により提供されるものと考えられます。これらの観点から、民間医療機関に委ねることができる医療は、民間に委ねるとの考えをもとに改革を推進することが適当であると考えられます。しかしながら、そのために公立病院の診療科が減少し、利便性が低下する恐れがあるとの懸念は考えすぎでしょうか。

また、不採算部門の医療の提供も公立病院の重要な役割のひとつとされますが、この点も病院経営に悪影響を与え、自治体の財政負担となります。病院経営の健全性確保の根幹は、医療体制の整備、特に医師が確保できるかどうかにかかって

いますが、地方の公立病院としては、大学病院に医師の派遣を頼らざるを得ないのが現状です。

つまり、派遣元の医局の医師不足が解消しない限り解決できない問題であり、公立病院健全化の大きな阻害要因です。今年度から診療日数が減少した富来病院の小児科が抱える問題でもあります。国としても、中長期的な医師の養成も含めた医師確保対策は講じているようですが、十分な医師確保が困難な現状においては、これに対応した医療提供体制の見直し自体も検討が必要です。大学病院による医師の派遣が困難となった現在、医師派遣のネットワークの構築等、抜本的な改革も必要でしょう。加えて重要となるのが、医師、看護師等の勤務環境整備のためにも、勤務するに魅力的な病院を追及していくことが肝要です。

先に行われた、女性団体協議会との意見交換の場で、町の将来や定住対策を考えると、富来病院の今後が不安であるとの意見が出されました。地域住民の皆様にとっては、近在に学校や病院等の重要な公共設備があることこそ、安心して居住できる地域であるとのバロメーターとなります。

益々高齢化が進行する当町においては、交通弱者の増加も想定され、地域医療を担う富来病院の重要性が高まることは必定です。今後、富来病院が安定的に地域に医療を提供し続けるための医師確保、経営安定化に対する施策について、町長のお考えをお聞かせください。

加えて、参加者の方より、富来病院の待ち時間の長さには苦痛を感じるとの意見も出されました。この問題は、以前から議会内においても問題提起されている点です。多くの職員の皆様が責任感をもって勤務されている中、なぜ長きにわたり改善が見られないのか、組織の在り方の改善策や職員のスキルアップ計画など、待ち時間解消に対する改善策、並びに近年導入した最新設備の効果についての説明を求めます。以上で、質問を終わります。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

南正紀議員のご質問にお答えをいたします。

まず、機能別消防団、消防団員の導入についてであります。

私も、危うく消防団員として命を落とすところでありましたので、これまでの不摂生を改め、健康管理をしっかりとしていきたいと考えております。さて、機

能別消防分団・団員は、通常の消防分団・団員とは異なり、特定の活動、役割にのみ参加することができる制度であります。地域消防力の中核を担う消防団員にとって、年間を通して活動する消防団員である基本団員が原則であります。一方で、災害時の人員不足の解消や、地域に貢献したいなどと考える人にとっては、有効な選択肢となり、県内においては、機能別消防分団はありませんが、機能別消防団員として、5市町で74人が加入しております。

町としましては、基本的には、すべての消防活動に参加できる通常の消防分団の維持及び団員の確保に努めていきますが、昨今の消防団員の不足や団員の遠隔地での勤務等による、地域消防力の低下が懸念されるところであります。このようなことから、豊富な経験を有する消防団OB等の協力を得る機能別消防団員制度は、有効な手立てであると思っておりますので、地域の防災体制の状況を見極めながら、導入について検討をしていきます。

次に、富来病院についてであります。

町立富来病院は、地域住民の生命と健康を守り、地域のかかりつけ病院としての役割を果たすため、医療の質の向上、患者サービスの充実を目的として、接遇研修や職員研修などを実施しているところであります。その成果を推し量るため、毎年、患者満足度調査を実施し、概ね良い評価をいただいておりますが、さらなる評価につながるよう、課題を検証し改善していきます。

最新設備の導入効果については、平成23年度以降、マルチスライスCT、MRIシステム、X線テレビシステムを順次更新し、迅速な検査、的確な診断につながっております。また、志賀クリニックなども、これらの機器を活用しております。経営の安定化対策については、不採算の診療科を見直すことも視野に入れ、県が策定する地域医療構想に基づき、患者サービスの向上を図りながら、地域に必要とされる医療提供に努めていきます。

また、大学病院、公立能登病院、恵寿病院など、高次機能病院と電子カルテがつながっており、高次機能病院への紹介や逆紹介、施設や在宅医療への移行を重点的に、患者さんが利用しやすい体制を作ることにより、患者の増加を図ってきたいと考えております。診療科、診療日程については、大学からの派遣医師が減少したことにより、ここ数年で小児科、精神科の診療日数が減少したことは事実です。しかし、初期治療から高度医療への地域連携を担うため、泌尿器科の増

設や内科専門医の増員を実施しております。

また、以前から検討している待ち時間の問題については、診療科によって予約制を採用しておりますが、診察が長引いたり、予約外の緊急の診察が入ったりすることなどから、なかなか解消できない状況にあります。その主たる要因は、どの地方病院も抱える医師不足であり、今後、大学病院等にさらなる派遣を要望し、待ち時間の短縮に努め、冒頭にも言いましたが、地域のかかりつけ病院の役割を果たしていきたいと考えております。以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、志賀小学校開校以来の所感についてのご質問は、教育長から答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

**越後敏明議長** 守田教育長。

**守田廣三教育長** はい、議長。

南正紀議員の志賀小学校開校以来の所感についてのご質問にお答えいたします。

7つの小学校を閉校して、新たに開校した志賀小学校についてであります。スクールバスも順調に運行しており、多人数による学級編成にも拘わらず、子どもたちが、明るく生き生きと学校生活を過ごしている様子を見て、まず安堵しているところであります。

また、日常の授業や学校行事等も今のところ、順調に進行しています。教員も新しい学校づくりに意欲的に取り組んでおり、子どもたちも以前より、やる気を高めて学校生活を過ごしている様子が伺えます。このように志賀小学校が順調にスタートできたのも、保護者、地域の皆様のご支援のお蔭と感謝しているところであります。

統合前の小規模校では、少人数できめ細かな指導ができましたが、多人数により個別の指導が難しい場面も出てきています。これは当初から予想されたことであり、加配教員や支援員の増員で対応し、習熟度別少人数授業等を実施したり、要支援児童に対して適切に声かけをしたりして、一人ひとりが発表しやすい授業づくりに努めています。

学力調査については、実施後、各学校で自校採点を行い、大まかな分析については、5月中に終えており、それを基に、早急に改善するよう取り組んでいます。また、今回の学力調査結果は、基本的には、統合前の各学校の取り組みの成果で

あり、統合による影響について、今の段階で評価することは難しいと思われま。しかしながら、志賀小学校においては、学力向上を最重要課題として捉え、授業改善や家庭学習の充実等の様々な手立てに取り組んでいるところであります。今後は、体育館棟や屋外プール、外構等の整備が来年3月までかかることや、季節が夏から秋、冬へと進行するに伴い、子どもの健康管理や通学等に新たな課題が出てくると予想されますが、その都度、有効な対策をとって、安全、安心の教育環境を整えていきたいと考えています。

また、富来小学校と志賀小学校の違いについてですが、2つの学校は、全校児童数において相当数開きがありますが、一学級あたりの児童数については、余り違いがありません。従って、授業の展開方法や学校行事等の運営は、基本的に同じです。また、施設に新旧の違いはあるものの、ALT、学校図書館司書の配置や電子黒板、デジタル教科書の整備など、同じ教育条件の整備に努めております。

富来小学校につきましては、富来中学校と連携し、以前から小中一貫教育を推進しており、継続して進めて参ります。今後は、両小学校、切磋琢磨して、それぞれ特色ある学校づくりに努めたいと考えております。以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

**越後敏明議長** 6番 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

おはようございます。私のほうから、熊本の地震関係と5年3か月を迎える福島の実況についての認識の2点を、主に質問いたします。

まず最初に、熊本地震を経験し、志賀町防災計画で見直しなどに反映させるとしてはいますが、その内容について聞くものです。

4月14日、震度7、マグニチュード6.5、4月16日、震度7、マグニチュード7.3の地震、その後も余震がずっと続き、テレビで放映される被害状況を見て、地震の持つエネルギーの大きさに驚愕された方も多かったと思います。被害総額も内閣府の試算では、最大4兆6,000億円にもなるといわれており、家屋はもちろんのこと、農地や水路等を含めて甚大な被害が出ています。

私は、この志賀町に帰ってくるまでは、5年間は熊本県民でした。それで、友人知人も多く、宇城市に住む、宇城市は現在、熊本市と八代市の中間のところにありますけど、友人宅は地震で家が倒壊し、当初は避難所暮らしを強いられたと

いいです。避難所では、1日におにぎりが1個だったり、1個を5人で分けたりといった日も初期にはあったようです。また、揺れが激しく続くので、避難所の体育館を出て、車で寝た日もあったと報告してくれました。被害は、弱者に大きくのしかかります。赤ちゃん、高齢者、病人、要介護者等は、環境の変化に大変敏感です。阪神淡路・東日本大震災の教訓が生かされているとは思えないという被災者の声も出ています。

地震学会も気象庁も予測がつかない、お手上げだといった状況が一時あったようです。地震の活動期に入ったといわれて久しいわけですが、日本列島の成り立ちからして、日本列島は活断層のかたまりと言われていています。地震の発生を防ぐことはできませんが、備えることはある程度できます。被害を最小にすることが求められます。また、町民の皆さんの普段からの備えも重要です。

町長も今回の災害を教訓として、今後の地域防災計画に生かしていきたいと、1日の前口上で述べています。そこで以下質問をしていきます。

最初に、道路の陥没・寸断、橋梁崩壊、がけ崩れ、地震の規模によりますが、町内各地区で孤立する地区が続出することが予測されると思いますが、避難道路や避難場所についての見直しは考えなくていいのでしょうか。避難道路については、特に迂回路のない地域では、かねてより道路の拡張も含めて整備の要望が出ているのではないのでしょうか。併せて対処すべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、避難所への職員の配置等の問題で、訓練は常に繰り返し行われているのでしょうか。熊本市では、職員の4割が非正規で、緊急事態では招集をかけず、6割の正規職員で対応したそうです。しかも、新年度が始まってすぐの出来事で職員の避難所での対応に課題が出ていたようです。当町では、対応は万全でしょうか。新規職員の初期の研修で災害対応を訓練することも大事なのではないのでしょうか。

3番目に、熊本県では2007年から建築物耐震改修促進計画が始まり、住宅の耐震化率引き上げが掲げられていましたが、ほとんど向上せず、今回の被害となったといえます。石川県や志賀町では、このような計画はあるのでしょうか。あれば、進捗率はどのくらいでしょうか。

4番目に、女性の視点、弱者の視点からの避難所運営が言われていますが、避

難所の緊急時の受け入れ態勢はできているのでしょうか。特に厳冬期や夏の暑い時期の対策は万全でしょうか。

5番目に、車中泊を認めた上での対策も重要と指摘されています。また、今後ともプライバシーの確保などから車中泊が増えていくと考えられ、エコノミー症候群に対する対応と支援物資が届く対応が必要という指摘もされていますが、町の見直しに反映されるのでしょうか。

6番目に、子育て家庭と高齢者が棲み分けができるように児童館や学童保育、シルバーハウスなど、日頃からなじみのある施設も避難所として活用できるという指摘もあり、このような視点を持った避難計画を、事前に関係者で協議しておくことも大事だという指摘もありますが、取り入れる予定はあるのでしょうか。

7番目に、地域でまとまった避難所に避難するケースが多くなるわけですが、地域コミュニティができていない地域ほど、避難所の自主管理が避難民で早くできるという調査結果もあります。行政の限界も見据えて、災害時には地域の力、どのような点で協力をお願いするのかも事前に協議しておくことが必要ではないでしょうか。

大きな2番目としまして、原発について聞いていきたいと思います。

福島原発事故より5年3か月が経過しましたが、政府の原子力緊急事態宣言はいまだに解除されていません。原発事故の後始末もままならない状況が続いており、汚染水の処理も海に捨てるかという案が出てくるくらいの状況です。また、政府は遅くとも来年の3月までには、帰還困難区域を除く避難区域を解除し、自主避難者の住宅支援を打ち切る予定です。

一方、チェルノブイリ原発事故から30年を迎えたかの国では、半径30キロ圏内は、永久居住禁止区域となりました。被災者たちの大変な努力によって、被災者の権利を守るチェルノブイリ法が成立したのが事故から5年後のことでした。これにより、年間1ミリシーベルトを超える地域の住民に避難の権利が与えられ、年間5ミリシーベルトを超える地域は、移住が指示されるようになりました。

これに比べて福島はどうでしょうか。年間20ミリシーベルトの場所に帰還させようとしています。福島県は20ミリシーベルトで、福島県以外の県民は1ミリシーベルトという基準になります。いわゆるダブルスタンダード、2重基準と

いうやつです。原子力緊急事態宣言が解除されない理由がここにもあると思います。また、帰還政策をとっている自治体でも、多くの子供や若い人が帰っていません。被ばくの恐れと将来の生活設計が立たないこともあります。若い人が戻らなければ、まちづくりもあったものではありません。

ご承知のように、原発事故は他の産業事故と違い、身体だけではなく、精神衛生上の健康もむしばみます。多くの住民が避難といっても故郷に戻ることはできず、地域社会が引き裂かれ、長期的な放射線の被ばくストレスの中に置かれます。チェルノブイリと福島の人たちが経験した社会的な変化は、前例がありません。あえて言えば、この5月1日に公式確認60年を迎えた水俣病の被害でしょうか。いまだに被害者が後をたちません。

今ひとつ、事故当時、原子力安全委員会委員長であった班目春樹さんは、最近このような発言をしています。「福島原発事故があっても学べないとしたら、原発をやめた方がいい。そもそも何だったのかということすら検証されていないので、まずそこをしっかりと詰めていかなければいけないと思います。関係者の皆さんが全部さらけ出し合い、反省するところから出発しなければならない。そうでなければ、いくら安全基準を引き上げたとしても駄目だと思います。」ここは素直に反省の弁として受け取りたいと思います。だが、現実とは全く違う方向に進んでいます。この6年目を迎えている福島の現状を鑑みての、町長の率直な感想をお聞きします。

最後に、活断層の評価についてです。

1日の提案理由説明の前口上の部分で、町長も評価書について触れていますが、私はこの発言から、再稼働して欲しいと言いたいと思いつつ現状は厳しいので、町民には明言できずと言ったところでしょうか。規制委員会の適合審査にどのくらい時間が費やされるのかわかりませんが、その間ずっと原発を動かさないことだけは確かなことです。

地震動や断層活動を予測する科学に限界がある以上、疑わしきは活断層とみなすという新規制基準の基本的な考え方は、活断層の見落としを防ぐためにも、安全優先という観点からも堅持すべきものです。断層調査や調査結果の検証がすでに十分行われていることは、調査及び審査の経緯からも明らかです。

2012年7月、当時の原子力安全・保安院の検証により、原子炉直下の活断層

が見逃されていた可能性が指摘されたあと、北陸電力は直ちに敷地内断層調査の準備を開始し、4年近い歳月と経費をかけて敷地内及び周辺の断層調査を実施しました。北陸電力にさらなるデータの拡充を求めたところで、この間に示すことができなかつたデータや資料が速やかに提出されるとは期待できず、いたずらに結論を先延ばしすることになります。

一方、有識者会合は2014年2月から2年以上にわたり、2回の現地調査と8回の会合を重ね、さらにピア・レビューを経て評価書をまとめました。有識者会合の委員は、規制委員会委員及び活断層研究を担っている日本活断層学会、日本第四世紀学会、日本地質学会、日本地震学会の4学会から推薦を受け、なおかつ、志賀原発の安全審査の活断層評価に関わってこなかつたことを条件として、透明性・中立性をクリアした4名の専門家からなり、予断を持たずに客観的な審査を行ってきたのです。この有識者会合のまとめた評価書に対して、科学的な根拠に基づいていないなどと指摘するのは的はずれと言うべきです。

あえて言えば、この有識者会合は法的な位置付けがされていないことでしょうか。それでも田中委員長は、「この有識者会合がまとめた評価書を尊重されると思う」と述べています。

現時点で、町民の生命・健康及び財産の保護・環境の保全等を優先して評価書の結論に沿い、廃炉の判断を町長がすることが賢明な選択ではないのでしょうか。そのことが国内で初めて廃炉を決断した町として評価も高まり、町長も歴史に名を残すことは間違いありません。世界農業遺産という輝かしい地、能登において、原発ほどふさわしくないものはありません。原発に依存しない町として生きていく決断をするのに、今ほどふさわしい時期はありません。志賀町ならできます。

万が一にも、町民に塗炭の苦しみを強いるような決断はすべきではありません。地震国であり、活動期に入っているということも認識しての判断をすべき時期です。町長の考えを聞きたいと思います。以上です。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員のご質問にお答えをいたします。まず、防災計画の見直しに関するご質問のうち、避難道路や避難場所の見直し等についてであります。

大規模災害等により、土砂崩れや橋梁の崩壊等により道路が寸断され、孤立

する集落が発生する可能性は否定できませんが、町では、このような事態とならないよう、全町的に道路等の点検、修繕作業を進めているところであります。

具体的には、平成 24 年度に、道路の老朽化を防止するための事業として、本町が管理する橋梁 274 橋を点検、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、平成 25 年度には、幹線道路を主として、トンネル、法面点検を実施し、平成 26 年度から 27 年度にかけては、道路照明施設、道路標識の点検を実施し、その診断結果に基づき、計画的に維持修繕を進めております。

今後は、国が定める統一的な基準により、5年周期の道路メンテナンスを実施し、さらなる道路の安全確保に努めていきますが、こうした事業実施を加速化していくため、能登総合開発促進協議会等を通じて、国、県に対し、要望していきたいと考えております。

なお、避難道路については、災害時に道路が寸断されることも考えられ、町民に対し、複数の避難ルートの想定を呼び掛けており、あえて避難道路の指定はしておりません。また、避難場所の見直しについては、災害の種類や規模により被災施設の特定ができないことから、現状では行うことは難しいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。今後とも、住民の生活基盤である道路の維持、改良等により長寿命化を図り、災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、職員の災害対応等についてであります。

災害が発生し、住民避難が必要な場合は、まず、地域の集会所、学校など、最寄りの避難所で安全を確保していただき、家屋等の被災状況によって指定避難所へ避難することになります。この場合、直ちに地域の職員を指定避難所に配置し、初動対応を行うこととしております。このことは、毎年実施している防災訓練でも実践しておりますが、地域に精通した職員を配置することにより、住民の把握、災害発生場所など情報収集が円滑に行えることや、その後の避難所運営においても、区長や自主防災組織などの代表者と良好な関係を築けるといった理由からであります。

また、職員の中には、能登半島地震を経験した職員も多数おり、そのノウハウを生かして、十分対応できるものと考えております。なお、新規職員については、経験も浅く、災害対応におきましては、経験のある職員の補助的な業務

を想定しており、今後の訓練や各種研修会等に参加させることで、防災対応力の向上を図っていきたいと考えております。

次に、建築物耐震改修促進計画についてであります。

平成 18 年 1 月の建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正により、耐震改修促進計画の策定が義務づけられ、県は平成 19 年 6 月に、本町は平成 20 年 3 月に策定をしました。県の平成 17 年度末の耐震化率は 71 パーセント、平成 25 年度末の調査では 76 パーセントとなっております。また、本町の平成 18 年度末の耐震化率は 36.6 パーセント、建築確認申請で調査した平成 27 年度末時点では 45 パーセントであります。本町の耐震化率が低いのは、能登地域全般で言えることですが、新耐震基準が適用された昭和 56 年以前に建築された住宅が多いことが要因だと考えられます。

次に、弱者の視点からの避難所運営についてであります。

高齢者や障害者など、いわゆる要配慮者が、避難所において少しでも環境の良い場所で居住スペースが得られるよう、配慮が必要であると考えております。町では、昨年度から、区長や民生・児童委員の協力を得て、事前に避難行動要支援者の名簿及び個別計画を策定しているところであります。この計画に基づき必要としている設備、用具をできる限り調達する予定としているほか、避難者の心のケアや救護医療については、国、県とも連携を図り、医師や専門的な資格や知識を持った保健師や看護師等の職員が、各避難所を巡回し、健康管理に努めるとともに、必要があれば、要支援者の福祉避難所への移転も検討することとしています。

なお、避難所における暑さ寒さへの対応については、毛布や寝袋などの資機材の充実を図っていきたいと考えておりますが、不足する冷暖房器具については、災害時応援協定による機材の提供等、国・県と連携を取りながら、可能な限り対応していきたいと考えております。

次に、車中泊に対する町の対策等についてであります。

熊本地震では、余震による建物倒壊への不安や、プライバシーの確保といった理由から、多くの方が車中泊で避難されている状況が報道されました。また、避難所の駐車場に限りがあることから、避難所敷地外での車中泊も見られ、行政は避難者の実態が把握できず、救援物資が十分に行き渡っていないことや、

運動不足、トイレに行く回数を減らすため、水分を控えることなどから、エコノミークラス症候群の発症といった問題が起きているとも聞いております。

国では、今回の熊本地震を踏まえ、今後想定される大規模災害でも車中泊避難が多発する可能性があり、対策が必要であるとして、新たな指針等を検討しているとの報道もあり、町としても、その状況を見極めて、地域防災計画等に反映していきたいと考えております。また、平常時から、広報しかなどを通して、防災全般についての啓蒙を考えており、その中で、車中泊を含め、避難のあり方について、日頃から住民に対し周知を図っていきたいと考えております。

次に、避難所の棲み分け等についてであります。

子育て家庭と高齢者の方々が、児童館やシルバーハウスなどの日頃からなじみのある施設をそれぞれが棲み分けをして利用してはどうか、というご意見は、被災者の方々の心の安らぎという点においては、理解できるところもあります。しかし、大規模災害の発生当初は、避難住民の安否確認、食料調達や避難所運営などに、最優先に取り組まなければなりません。

このことから、避難者が地域の避難所を出て、別の避難所を利用するということは、情報の混乱を招く恐れがあるほか、本町においては、児童館やシルバーハウスは、既に地域の避難所に指定されておりますので、このような棲み分けを行うことは考えておりません。しかしながら、長期的な避難となった場合には、その時の避難状況等により、臨機応変に対応していきたいと考えております。

次に、災害時における地域の協力等についてであります。

本町の避難所運営マニュアルでは、避難所の開設や運営の確立について、職員のみで対応できない場合は、地域住民が避難所の運営を担うことも想定しております。特に、大規模災害の発生直後や避難が長期化した場合、行政だけでは限界があり、区長、自主防災組織の代表者、避難所となった施設の管理者のほか、地域住民等の協力が必要不可欠であります。

地域防災計画では、避難所の運営にあたっては、これらの組織の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、相互に助け合う自治的な組織が関与できる運営を行うことが示されております。具体的には、熊本地震の例からも、避難生活において、地域住民が救護、配食、掃除などを

分担することにより、避難所運営がスムーズで良好な環境を築くことができるため、町では、このような活動を担っていただく自主防災組織の設立を支援しており、その中心的役割を果たす防災士の方々に対し、研修会等を通して周知を図っていきたいと考えております。

続いて、原発についてのご質問であります。

まず、福島の実況に対する感想についてであります。福島第一原子力発電所の事故から既に5年が経過し、被災地では、復興・復旧の取り組みが進められていますが、今もなお、帰還困難区域における復興の見通しは不透明であり、いまだ多くの方々が避難生活を余儀なくされています。このような現況を考えますと、改めて町長として、町民の安全・安心を確保していくことの責任の重大さを痛感しているところであります。

次に、活断層評価についてであります。

先の福田議員の質問にも答弁したとおり、10日以降の新規制基準への適合性審査の場で、追加データ等を含めて、改めて科学的根拠に基づき、厳格な審査が行われるものと思っておりますので、引き続きその動向を注視していきたいと考えております。以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**越後敏明議長** 6番 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

地震の件に関して、1件再質問したいと思っております。

耐震化率の問題でありますけれども、個人の財産でもありますので、いろいろな意味で、早急にできるものとできないもの、あるいは、それぞれお金がかかることもありますけれども、耐震化率はかなり低いとみていいのか、高いとみていいのか、ちょっと判断はつきませんけれども、これは大きな課題となると思っておりますので、今後の取り組みをどうするのかお聞きしたいと思っております。

それと、1日の前口上でも、町長、述べてましたけれども、職員の応援を要請があれば出したいという話がありましたけれども、これから6月、7月、8月と、夏に向けて、熊本っていうのは大変暑いところであります。このへんの夏の暑さとまったく違いますので、もし職員を本当に派遣されるような事態になりましたら、健康にだけは十分留意しないと、下手したら倒れてしまうということにもなりかねません。また、いわゆる、外回りの仕事をしている人だったらあ

れですけれど、中でのデスクワークが多い人は、それなりの心づもりをしていないと言うことだけ、付け加えしときたいと思います。以上です。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員の再質問にお答えします。

本町では、本年が計画といたしますか、地域防災計画の見直しの年でありましたけれども。すいません。本町では、今年が耐震改修の促進に関する法律によつての、耐震改修促進計画が義務付けられたものに対する、耐震計画の見直しをする年でありましたけれども、観測史上初めて震度7級の揺れが連続した熊本地震で、耐震基準を満たした家屋が、複数全壊したことにより、現行の建築基準法が定める耐震基準の見直しが予測されるため、今後、国の動向を踏まえ、より正確な耐震化率を公表したいと考えており、今後の取り組みについては、これから考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

**越後敏明議長** 1番 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。

まず初めに、志賀原発についてであります。

一つは、原子力規制委員会は、4月27日、志賀原発1号機原子炉直下を通る断層を、活断層と解釈するのが合理的、2号機の重要施設の下を通る断層を、活断層の可能性があると判断した有識者チームの評価書を重要な知見として受理しました。なお、原発の新規制基準は、活断層の真上に原子炉など重要施設の設置を認めていません。

いま現在、1号機建屋内には692体の使用済み核燃料があり、2号機には872体の核燃料が原子炉に装荷されていて、原発が活断層の上に建つ不安な状況が続いています。同原発の直下を走る断層が地震を起こす恐れのある活断層と認定された以上、即刻、志賀原発1、2号機の廃炉を北陸電力に求めるべきではないでしょうか。

二つ目は、政府は、3月11日、原子力関係閣僚会議の中で、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム、スピーディを自治体の裁量で原発事故時の住民避難に活用することを容認する方針を決めました。スピーディは、町民の避難

ルートを選定する際、重要な情報源の一つだと思います。したがって、本町でのスピーディ活用を求めます。

次に、事故や災害時の避難箇所となっている旧保育所、旧小学校の大人用トイレの増設についてであります。

4月に起きた熊本地震でも、避難所のトイレが問題になっていました。本町でも事故、災害時の避難所となっている旧保育所、旧小学校の体育館などのトイレが子ども用となっていて、数も足りません。避難に備えて、また、各種行事等にも対応できるよう、大人用トイレの増設を求めます。

次に、空き家対策についてであります。

今、少子高齢化や人口減少等で空き家が増える中、本町でも約540戸の空き家があります。一部には老朽化が進んで、倒壊の恐れのある空き家もありますが、解体費用も馬鹿にならないと、解体をためらう所有者もおられます。しかし、周辺住民の安心、安全を守る立場から、このまま放置することもできません。そこで、本町でも、七尾市や中能登町の空き家解体改修助成制度をにらみながら、危険と認められる空き家の解体費用の一部助成を含めて、早急に空き家対策を講ずることを求めます。

次に、いこいの村能登半島水生植物、カキツバタ園についてあります。

新聞等で伝えられていた、いこいの村能登半島のカキツバタ園が、本年限りで閉園との報を受け、志賀町内外から大変惜しまれる声が聞かれます。近年は、ザリガニによる水抜け等の被害があるそうですが、田んぼの水漏れ防止に使う波板差し込み等の発想で、水抜け防止を図ってみては如何でしょうか。本町では、ノトキリシマツツジや、ボタン、バラ園など潤いあるまちづくりを町民自らが発信している最中、片方であっさり閉園とするのは如何なものでしょうか。町民からのお知恵を借りながらの再考を求めます。

次に、町道、県道沿いの除草についてであります。

近年の少子高齢化、人口減現象は、町道や県道沿いの草木の繁茂にも現れています。地元の方々ができる限りの除草に努めていますが及びません。近年、特に目に留まるのが、県道中島福浦48号線を含む観光地の能登金剛沿い、福浦、巖門、牛下、生神、七海間の町道、県道沿い、一部国道沿いの展望所、小公園の草木の繁茂に著しいものがあります。およそ観光地とは思えない状態となっていま

す。やはり、観光も売り物にしている本町として、本町全域、海岸線、観光ルートは特に除草に努め、心のこもったもてなしとしたいものです。県には強く要請をし、町道も早急に年2回の除草を求めます。

次に、国民健康保険についてであります。

4月30日時点で、本町での国民健康保険、いわゆる国保加入世帯数は3,365世帯となっております。ただ、昨今は、年金の目減り、実質賃金の減少、増税、物価上昇の中、高すぎて国保税を払えきれず滞納となり、1か月や6か月の短期保険証世帯が増えています。そこで国は、昨年に引き続き、国保に対して低所得者対策強化のため、自治体に1,700億円の財政支援を行いますが、この制度による本町への交付金額はいくらになるのでしょうか。また、この制度を国保税引き下げに活用した場合、世帯及び1人当たりどれだけの引き下げが可能となるのでしょうか。そして、この制度を活用して、国保税を引き下げのお考えはないのでしょうか。

また、本町では、5月30日時点で、保険税滞納による1か月の短期保険証世帯数が95世帯となっています。この財政支援を使って、国の保険税減免制度に加えて、本町独自の減免制度を拡充して保険税を引き下げ、少しでも滞納を減らし、短期保険証を減らすことはできないのでしょうか。そして、1か月の短期保険証というのは、無いに等しいものです。まずは、3か月の短期保険証に引き上げ、病気の早期発見、早期治療に努め、医療費の抑制を図り、引き続き接触の機会を図るべきではないのでしょうか。1か月短期保険証の3か月への底上げを求めます。

最後に、子ども医療費窓口無料化についてであります。

今や県下19自治体のうち16自治体が、一部負担金があるものの、子ども医療費窓口無料化を実施、又は決めています。益々広がって、県下全体のものになろうとしています。どうか町長の勇断でもって、一気に県全体の制度へと加速させ、子育てが一段としやすい町に、県になるよう、子どもの医療費窓口無料化を引き続き求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

(午前11時22分 久木拓栄議員退室)

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

中谷議員の原発についてのご質問についてお答えをいたします。

志賀原発については、先の福田議員や堂下議員のご質問にも答弁したとおり、今月の10日以降の新規制基準への適合性審査の場で、追加データ等を含めて、改めて科学的根拠に基づき、厳格な審査が行われるものと思いますので、引き続きその動向を注視していきたいと考えております。また、スピーディの活用についてでありますけれども、本町としては、現時点では、詳細が不明であり、町独自の判断は難しいことから、今後、国、県及び関係市町村の動向を見極めていきたいと考えております。以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしく願いをいたします。

**越後敏明議長** 寺澤住民課長。

**寺澤俊彦住民課長** はい、議長。

中谷議員のご質問にお答えをいたします。まず、国民健康保険についてであります。

国民健康保険への財政支援につきましては、国、県及び町が国民健康保険税の軽減対象者の拡大に伴いまして、税収減少分を補填し、国保財政の基盤強化を図っているものでございます。この公費の補填そのものが、取りも直さず、国保税の引き上げの抑制となっておりますので、国保税の引き下げについては考えておりません。

次に、短期保険証についてでございます。本町では、1か月の短期保険証は、国保税を1年以上滞納し、納付相談などに応じない、または分納の約束をしても履行しない方に、面談の機会を多く確保して納税していただくために、税務課との協議の上で交付しているものでございます。納税されている方との公平性の観点からも、3か月への期間変更は考えておりません。

また、国保における医療費については、短期保険証の区別なく、特定健診の対象となる全被保険者に対して健診の案内を送付いたしまして、自己負担なく健診や保健指導の機会を設けるなど、適正化に向けた取り組みを行っております。滞納者であっても、町民の健康と生命を守っていくという大前提から、必要な医療を受けられないことのないよう、今後も十分配慮していかねばならないと考えております。

続いて、子どもの医療費窓口無料化についてであります。

これまでもご質問にお答えしておりますように、窓口無料化には多額の費用がかかり、さらには県内すべての医療機関が対応できていないために、親の利便性が100パーセント確保されていないということから、本町としては、導入の考えはございません。以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**越後敏明議長** 荒川環境安全課長。

**荒川仁環境安全課長** はい、議長。

中谷議員の避難所となっている旧保育園等のトイレについてのご質問にお答えをいたします。

今回の熊本地震でも報道されておりましたが、大規模災害時に避難所に多くの住民が避難した際、トイレの問題が取り上げられておりました。トイレの不足につきましては、災害用資機材として簡易トイレの備蓄の拡充を図っていくほか、先般、レンタル事業者と仮設トイレを優先的に提供してもらう災害時応援協定を締結したところであり、災害時には、衛生面はもとより、女性や高齢者に配慮したトイレの設営に心掛けたいと考えております。

旧小学校の体育館のトイレにつきましては、現在、校舎棟のトイレもあるため、増設は考えておりません。しかしながら、校舎棟を取り壊す学校にあつては、以前より計画してきたとおり、取り壊す際に、体育館のトイレを整備することとしております。以上、中谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**越後敏明議長** 浜村商工観光課長。

**浜村大商工観光課長** はい、議長。

中谷議員のいこいの村能登半島の水生植物カキツバタ園についてのご質問にお答えいたします。

いこいの村能登半島のカキツバタ園では、数年前から人工池に水が無くなり、最盛期の約5分の1程度しか花が咲かない状況となっております。これまで、管理者である株式会社いこいの村能登半島では、専門家とも相談し、ザリガニの駆除や土嚢・水漏れ防止資材の設置等により、保水力の改善を行ってきましたが、主たる原因は、人工池に流れ込む水量が大幅に減少したことのようであります。35年前には、カキツバタの生育の適地でありましたが、時代の経過とともに、自然に不適地になったようであります。

株式会社いこいの村能登半島では、本年2月に開催した幹部会で、カキツバタ

園は、現状のままとする方針としたとのことであります。ご承知のとおり、当該施設の運用については、管理者の責任のもと行われておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

(午前 11 時 25 分 久木拓栄議員入室)

**越後敏明議長** 細川まち整備課長。

**細川一元まち整備課長** はい、議長。

中谷議員のご質問にお答えいたします。まず、空き家対策であります。

七尾市では、市が認定した老朽危険空き家の解体に対して、解体費用の2分の1以内で、木造の場合、最大 50 万円を助成しております。中能登町では、空き家バンクを通して売買した空き家で、契約成立の翌年度までに解体し、一戸建ての住宅を新築し入居する予定等の条件で、解体費用の2分の1以内、上限 30 万円を助成しております。

本町では、移住者が空き家を取得した場合、上限 50 万円、さらに町内建築業者に改修を依頼した場合に、上限 50 万円の助成を行っております。また、移住者が新築住宅を取得する場合、住まいづくり奨励金として、単身者で 40 万円、家族で入居する場合には、最大 120 万円、さらに町内建築業者に新築を依頼した場合には、上限 50 万円の助成がありますので、解体費用の助成がなくても、前者と比較して見劣りしない制度と考えております。

町としては、個人財産を処分する空き家解体に公費を支出することは好ましくないと考えており、空き家解体に対しては、現在のところ助成する考えはありません。今後は、危険空き家等の認定や空き家の利活用等に関する空家等対策計画の策定に向け、今月中に有識者で構成する協議会を設置し、検討を進め、計画策定後、国の支援制度を考慮しながら、今後のあり方を検討していきたいと考えております。

次に、町道、県道沿いの除草についてであります。

国県道沿いの除草・休憩施設等の除草につきましては、県へ要望いたします。また、地域間の町道の除草については、状況を見ながら適宜に行っていく予定であります。現在、既存町道の老朽化に伴い、維持管理にかかる経費が年々増加する中、町からお願いしております道路愛護での奉仕作業は、地元の皆様の協力が必要不可欠であります。これからも引き続き、各地域住民が道路清掃活動に積極

的に参加していただき、環境美化に対する意識高揚をお願いいたします。以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**越後敏明議長** 1番 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい、議長。

二つのことを再質問させていただきます。一つは、志賀原発についてでありますけれども。規制委員会が受理した評価書は、北電が4年間、積み上げてきた大量のデータを精査した上の科学的な重要な知見であると、より重い判断をされています。つまり、それほど危険だということではないでしょうか。即刻、廃炉を求め、自然再生エネルギーへの転換を求めたいと思います。

二つ目は、本町全域におけます観光地域といわれるところの、特に除草についてでありますけれども、先ほどご答弁もありましたけれども、本当に福浦から巖門、それから牛下の、例えば夫婦岩の展望所、小公園や、生神から機具岩にかけての海岸線の除草、特に重要ではないかと思えます。酷いところがあります。再度、同じこと言いますが、本町の顔でもある海岸線、この全域のですね、除草をよろしくをお願いいたします。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

中谷議員の再質問にお答えをします。まず、原発についての再質問でありますけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、今年10日以降の新規制基準への適合性審査の場で、追加データ等を含めて、改めて科学的根拠に基づき、厳格な審査が行われるものと思えますので、引き続きその動向を注視していきたいと考えていますので、ご理解のほどお願いをいたします。

続いて、観光地の除草についての再質問でありますけれども、県道、国道については、国や県へ要望していきたいと思えますけれども、町道につきましては、出来る限りの範囲、町として除草に取り組んでいきたいと思えますけれども、予算に限りもありますので、やはり何と言いましても、町民のみなさまのご協力が必要不可欠であります。これからも各地域の住民が、道路清掃活動に積極的に参加をし、環境美化に対する意識高揚をお願いしたいと思えますので、よろしくをお願いをいたします。以上で、中谷議員の再質問への答弁といたします。

**越後敏明議長** 3番 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** はい、議長。

3番 稲岡健太郎です。風邪をひいてしまいまして。この時期の夏風邪をひくのは何とやらと言いますが、私自身、その何とやらだったことが証明されてしまい、大変お恥ずかしい限りなんです。お聞き苦しい点あるかと思っておりますので、あらかじめお詫び申し上げます。そして、小泉町長、退院並びに公務へのご復帰、誠にめでたうございます。心よりお喜び申し上げますとともに、本日の私の質問で、また血圧が上がって再入院とかにならないことを祈念しながら質問に移りたいと思います。

初めに、コミュニティバスについてです。

現在、本町では、志賀地域の市街地を循環する、まごころバスが1路線、志賀地域の郊外と市街地を運行する、なないろバスが7路線、富来地域の郊外と市街地を運行する、富来地域コミュニティバスが6路線、計14路線が運行されております。循環バスのまごころバスは無料で利用でき、なないろバス、富来地域コミュニティバスともに1回の乗車料金は100円で、また、中学生以下は乗車が無料となっており、住民にとって、とりわけ自動車等の交通手段を持たない方々にとっては大変ありがたい公共交通機関となっております。

しかしながら、現在の運行体制では、便数が少なく、目的地までの時間もかかるため、その利便性の悪さから利用者が少なく、乗客のいないバスが走っているのをよく見かけます。年間にかかる経費も大きく、毎年7,000万ほどのコストが行政の負担となっております。全国的な少子高齢化、人口減少、マイカーの普及等により、利用者が少ない路線バスからバス事業者が撤退する中、住民の移動手段の確保のために地方自治体が運行するコミュニティバスは、その増加とともに財政負担の増大を招き、バスの維持・確保が困難な地域も出てきております。

そういった利便性や経費に関する問題は、以前から全国各地、また世界各地で検討されており、まるで乗客ではなく、空気を運んでいると批判を受けることから、検討課題の1つとして、デマンド交通の導入というものがございます。デマンドとは、要求・要請のことで、電話予約、あるいはインターネット予約などにより、利用者の要求に応じて、柔軟な運行を行う公共交通の1つの形態です。その歴史は意外と古く、1972年に大阪府の能勢町というところで、廃

止に瀕した阪急バス路線をデマンド化で存続させ、お年寄りの足を確保したのが日本での初導入例だそうです。

ひとくちにデマンド交通といっても、その運行形態には様々な種類があり、それぞれの地域の実情に応じた運行方式の選定が求められます。国土交通省中部運輸局によるデマンド型交通の手引きによりますと、デマンド交通はコミュニティバスに比べて、利用者1人当たり2から3倍の輸送コストがかかるそうです。そのため、運行計画には十分な検討を行う必要があります。

ここで一つ、海外の事例ですが、ドイツの内陸に位置するシュテンダール郡というところでは、人口減少による利用者の減少が見込まれる中、交通ネットワークを見直し、コミュニティバスとデマンド交通を連携させて利便性の向上と経費の削減に成功いたしました。具体的に言うと、従来は時刻表に従って地域内をくまなく走っていたバスを取りやめ、バスのベースセンター間のみを2時間に1本の定期運行とし、その他を1時間前予約の電話バスとし、バス停からベースセンターまで乗客を輸送する。電話予約による利用者が少ない場合はバス停からの乗合タクシーとし、バス代との差額は自治体が補てんするというものです。

これにより、運行距離は3割ほど増加し、運行コストは3割近く削減されたそうです。国内にも、同じようにデマンド交通を導入して、成功している事例がありますので、本町においても、他の自治体の先進事例を参考にして導入を進めていただきたいと思います。昨年10月に策定された、志賀町創生総合戦略では、平成31年度に1路線のデマンド交通の運行を目標として掲げておりますが、現在の作業工程はどのような状況でしょうか。

次に、障害者差別解消法についてお聞きしたいと思います。

本年4月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されました。同法では、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めており、そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すものです。

ここで、不当な差別的取扱いとは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスや各種機会の提供を拒否したり、提供に当たって条件を付けたりするような行為を言います。例といたしまして、障害を理由に、

窓口対応の順番を遅らせたり、必要のない付き添い人の同行など、過剰に条件を求めるなどです。合理的配慮の提供とは、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で対応することを言います。例としまして、車いす利用者が段差等でキャスター上げの補助をしてもらいたい旨があった場合、応じる、筆談や読み上げ、手話などを用いる等がこれに当たります。

これらの差別を解消する措置は、民間事業者は努力義務ですが、公的機関、とりわけ行政機関では法的義務となっております。行政機関には、職員が障害者に適切に対応するためのガイドラインとして、対応要領を作ることが義務付けられています。本法律の成立・公布は平成 25 年 6 月ですが、ガイドラインの策定等の環境整備にかかる期間を考慮して、施行を 3 年程度遅らせた経緯があると聞いております。本町の現在の策定についての状況をお聞かせください。また、今後の啓発活動について、どのように行っていくのかをお聞かせください。

最後に、町長の学歴に関する報道についてお聞きします。

昨日のテレビ報道では、どのチャンネルでも、東京都の舛添要一知事が、政治資金に関する公私混同疑惑で、議会から厳しく追及されている姿が映されておりました。昨日行われた、都議会の代表質問では、与党をはじめとするすべての党派から政治資金問題の質問が相次ぎ、政策課題についての質問がまったく出されない異例の事態となっております。

自治体のトップが、疑惑についての説明責任をしっかりと果たさないために、今回のような事態になったと言えます。本人からの十分な説明が無いために、議会、そして住民の不信感は増す一方です。都議会では、本日の一般質問でも追及の手を休めることなく、さらに詳細な説明を求めていくことでしょう。

近年、政治資金問題や経歴詐称問題が、政治家の方々や芸能人の方々にとって致命的なスキャンダルとなってきていることは、皆さんご承知かと思えます。最近では、報道ステーション等のテレビ番組で人気を博した、経営コンサルタントであり、コメンテーターのショーン・マクアードル川上さんが、学歴詐称の疑惑で、お茶の間から姿を消すことになったという問題がありました。そのきっかけとなったのは、今年に入ってスクープを連発し、今、政財

界・芸能界から最も恐れられている週刊文春での報道でした。

さて、先月中旬頃、町内の各家に、週刊報道サイト株式会社という会社が発行する印刷物が頒布されました。その内容は、5年前の2011年2月に開かれた志賀町の議会全員協議会で提示された、小泉町長がアメリカ合衆国ウッドジュニアカレッジを卒業したとする成績証明書が偽造であると、本年2月16日、アメリカ合衆国ミシシッピ州ヒンズ郡地方裁判所で判決が下されたというものでした。

町長は5年前、「あとは検察が判断し、不起訴になると確信している。」と述べられ、その後、金沢地方検察庁より不起訴処分とされました。今回また、このような醜聞で町内が賑わうのは、多くの町民が辟易しています。不起訴処分になったということは、町長の主張どおり、成績証明書の正当性が日本国内で認められたということではないでしょうか。それなのに何故、本国、アメリカで今回のような判決が下されたと報道されるのでしょうか。

おそらく町長ご自身も、何故このような判決が下されたのかわからないということでしょうが、この司法判断に関しての報道について、我々議会、そして何より、町民が納得するのに十分な説明で、お考えをお聞かせください。以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

稲岡議員のご質問にお答えをいたします。まずは、稲岡議員におかれましては、私の健康の心配をしていただき、ありがとうございます。私も今回のことで、自分自身でしっかりと健康管理をしていますので、心配は結構であります。

それでは、私の学歴に関する報道についてでありますけれども、あの怪文書と言いますか、中傷ビラの内容は、まったくの嘘とでたらめであり、名誉棄損以外の何物でもありません。稲岡議員もご存じのとおり、また先ほどお話がありましたとおり、このことについては、もう既に日本の司法の場で結論が出ております。

ただ、一言だけ言わせていただきますと、稲岡議員には、このようなくだらないというか、情けない質問をするよりも、まだまだすべき質問があるのではないのでしょうか。私は、残念で仕方がありません。これからは、町民のため、志賀町のためになるような発展的な質問を稲岡議員にお願いを申し上げ、稲岡議員の質

問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問に対しては、担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

**越後敏明議長** 増田企画財政課長。

**増田廣樹企画財政課長** はい、議長。

稲岡議員のコミュニティバスについてのご質問にお答えいたします。

本町のコミュニティバスについては、路線定期型交通として、町内全域を対象に 14 路線を運行しているところであり、これまで利用者の利便性向上、安全性の確保を目指して、バス路線やバス停、時刻表の見直しなどを実施してきたところであります。

現在の利用状況であります。平成 27 年度の利用者が約 7 万人であり、富来地域において運行を開始した平成 20 年度と比較すると、約 3 万 8,000 人減少しており、人口ビジョンの将来推計や利用者の減少などを踏まえると、公共交通サービスのあり方を見直す時期にきていると考えております。一方、高齢化社会が進む中、高齢者の方が地域の中で自立して元気に暮らしていけるよう、通院、買い物、健康づくりなど、自らの意思で活動できる環境には、公共交通サービスの充実が必要不可欠であります。昨年、策定した総合戦略に、デマンド交通の実証実験を計画したものであります。

議員ご指摘のとおり、デマンド交通については、予約型の運行形態の輸送サービスであり、全国的に様々な運行形態がとられております。このため、本町のデマンド交通の導入にあたっては、地域住民の移動需要を把握した上で、どのような運行形態を選択すべきかを、地域住民と行政が十分に議論し、地域に合った運行形態を構築していくことが必要であると考えております。今後は、県内で導入済みの白山市、津幡町、宝達志水町などをはじめ、全国的な事例も参考にしながら、デマンド交通の長所や短所を把握し、地域に根差したよりよい公共交通サービスを検討していきたいと思っております。以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**越後敏明議長** 川畑健康福祉課長。

**川畑智健康福祉課長** はい、議長。

それでは、稲岡議員の障害者差別解消法についてのご質問にお答えいたします。

この法律は、国の行政機関、地方公共団体、事業者などにおける障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めたものであります。また、この法律に基づき、国が定める基本方針に即して、地方公共団体が作成することとされている対応要領については、不当な差別的な取扱いや合理的な配慮について、具体例や望ましい事例を示しつつ、職員が適切に対応するために作成するもので、地方公共団体においては努力義務となっております。

本町としては、障害を理由とする差別的な取扱いについて適切に対応できるよう、対応要領を作成し、職員研修などを通して周知徹底を図っていきたいと考えております。また、今後、本町を含む羽咋郡市3市町で設置している障害者自立支援協議会を主体に、障害者差別解消支援にかかる地域協議会の設立を検討しているところであります。

この地域協議会は、障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、広域ネットワーク化するもので、障害者に対する正しい知識の普及や住民の意識改革の啓発に取り組んでいきたいと考えております。いずれにしても、障害のある方が住み慣れた地域で、自分らしい生活を送る上での良好な環境づくりを推進していきたいと考えております。以上、稲岡議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

**越後敏明議長** 3番 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** はい、議長。

再質問いたします。まず、コミュニティバスについてです。

実証実験の導入時期の大まかな時期がもしわかっているならば、お答えいただきたいのと、デマンド交通の取り入れる方法の中に、貨客混載等がありますが、例えば、今、コミュニティバスに荷物を載せて運んだりできる、自らの農作物を、例えば、道の駅と一緒に運んでいける等のサービスも併せて考えていただきたいと思ひ、お願いするものです。

次に、障害者差別解消法についてですけど、例えば、町立図書館、また富来病院、そして、いこいの村やシ・オンなどでの現場対応の状況は、どのようにお考えでしょうか。今後、どのようにしていくかとお考えなのかお聞かせください。そして、また北陸新幹線の開業以降、増加傾向となっている観光客の方々の中にも障害をお持ちの方は多いと思ひます。先日、金沢市で盲導犬を連

れた障害者の方のタクシー乗車拒否というのがありますが、これも記憶に新しいかと思います。金沢市だけではなく、志賀町、あるいは能登半島を訪れた方々の中にも、宿泊施設や飲食店等での心ない対応に不愉快な思いをされた方々は、少なくないと思います。交流人口拡大施策の一環としても、民間事業者のためのガイドラインとして、対応指針の策定の推進を是非とも図っていただきたいと思います。

最後に、学歴に関することですが、町長のご指摘のとおり、大変詮無きことと言いますか、こういう問題を質問にあげること自体が問題だと町長はおっしゃいますが、実際に町民の方々も、この疑惑に関してどこまでどのように考えているのか、先の質問に出てきている活断層問題ではありませんが、白か黒かをはっきりさせていただかないと、町民の一部は納得しませんし、全町民としても、それを望んでいると思います。白黒はっきりする方法、何かございましたら、町長のほうでお答えいただきたいと思います。以上で、再質問を終わります。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** はい、議長。

稲岡議員の再質問に対して、答弁をいたします。

まずは、私の学歴について、白か黒かはっきりさせろということではありますが、先ほど申し上げましたように、もう既に日本の司法の場で白黒はっきり出ております。このことは明確であります。以上であります。

続きまして、障害者差別解消法についての再質問でありますけれども、町としては、先ほども述べましたように、障害を理由とする差別的な取扱いについて、適切に対応できるよう対応要領を作成し、今後、公共機関などの職員に対して研修などを通して周知徹底を図っていきたいと考えております。

そして、デマンドバスについては、担当課長より答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

**越後敏明議長** 増田企画財政課長。

**増田廣樹企画財政課長** はい。

稲岡議員のコミュニティバスについての再質問についてお答えをいたします。

デマンド交通の実証実験については、昨年策定しました総合戦略の中で、31

年度までに実証実験を行うということを書いてございますが、その実施時期は、まだ決まっておりません。それと、内容についても、今後、全国的な事例も参考にしながら、デマンド交通の長所、短所を把握して、地域住民と協議しながら決めていきたいというふうに思っております。以上です。

**越後敏明議長** 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

---

日程第2 町長提出 報告第7号ないし第19号、議案第49号ないし第51号及び第55号ないし第57号並びに請願第4号及び第5号（委員会付託）

**越後敏明議長** 次に、町長提出 報告第7号ないし第19号、議案第49号ないし第51号及び第55号ないし第57号並びに請願第4号及び第5号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

---

（ 休 会 ）

**越後敏明議長** 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明9日から14日までの6日間は、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、明9日から14日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、6月15日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午後0時02分 散会）